

コンサルテーション契約書

企業(以下「甲」という)とオネस्टィオフィスサポート株式会社(以下「乙」という)は、〇〇の人材採用に関するコンサルテーション契約を、以下のとおり締結する。

第1条(目的)

甲は、社員の採用に関して、乙の人材の紹介およびコンサルテーションを委託し、乙は、甲が求める要件に該当する人材を選出し、必要なコンサルテーションを委託して甲に紹介する。

第2条(対価)

甲は、乙が行う人材の紹介およびコンサルテーションの対価(以下「コンサルテーション等の料金」という)として、乙が甲に紹介した人材(以下「推薦求職者」という)が甲に採用された場合、採用後1年間の推定年収に基づき、
万円(消費税別)を乙に支払う。

第3条(支払)

対価の支払いは、入社した翌月末日支払いとする。

第4条(採用後退職した場合の処置)

- 乙が甲に紹介した推薦求職者が、甲に採用された日から3ヶ月以内に、当人都合で退職した場合は、乙は同等の能力を有する他の求職者を紹介するか、または第2条第1項および第2項により受領したコンサルテーション等の料金の一部を、甲に返金する。
- 前項の返金額は、1ヶ月以内の当人都合による退職の場合は、受領したコンサルテーション等の料金の60%を、また、3ヶ月以内の当人都合による退職の場合は、40%を甲に返金する。

第5条(守秘義務)

甲および乙は、本契約の履行によって得られた相手側の企業情報および人材に関する情報を他に漏洩してはならない。

第6条(有効期間)

本契約の有効期間は、令和 年 月 日より3ヶ月とする。

第7条(協議事項)

本契約に定めのない事項について、または契約の内容の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙双方は誠意をもって協議し解決に努める。

本契約締結の証として本書式通を作成し、甲乙記名捺印の上、各壹通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 〒264-0024 千葉市若葉区高品町1079番2
オネस्टィオフィスサポート株式会社
代表取締役 駒井 祐子